解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年七月三十日開催の社員総会の決議により同年七月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年八月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

大阪市東住吉区住道矢田七丁目九―一三

特定非営利活動法人福祉ネット大和川

清算人　杉山眞理子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年七月十五日認可の取消しにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

長崎県大村市東大村一丁目一八八〇番地五五

認可地縁団体横山頭町内会

清算人　大谷　輝雄

配当公告

石川県輪島市門前町馬場ニの一〇九番地

破産者　有限会社大同建設

右の者に対する金沢地方裁判所輪島支部平成二十年（フ）第三八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一三九、五八六、一四五円

一、配当することのできる金額

金二四、七三二、一一二円

平成二十二年九月二十二日

石川県輪島市河井町一五部一番地　輪島ひまわり基金法律事務所

破産管財人　弁護士　中上　勇輔

配当公告

岐阜市羽衣町六丁目一〇番地

破産者　株式会社キタガワ

右の者に対する岐阜地方裁判所平成十九年（フ）第一四四号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、九九六、七〇〇、四五六円

一、配当することのできる金額

金五三、九六七、二一七円

平成二十二年九月二十二日

岐阜市端詰町五五番地オフィスI・O・P二階

破産管財人　毛利　哲朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県釜石市鵜住居町第一六地割一二番地、最後の住所岩手県釜石市鵜住居町第一四地割一五番地六　被相続人　亡　小笠原トシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

岩手県釜石市大只越町一丁目六番九号

相続財産管理人　田代　祥子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市野田町三丁目六三番地の二、最後の住所福島県福島市野田町三丁目一番四五号　被相続人　亡　荒井　整一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

福島県郡山市鶴見坦二丁目四番二一号

相続財産管理人　平　雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍さいたま市北区今羽町四七七番地一六、最後の住所さいたま市北区今羽町四七七番地一六　一四―四〇四

被相続人　亡　田島　一衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

事務所さいたま市浦和区岸町七―一―四

相続財産管理人　弁護士　工藤　啓介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県我孫子市中峠一六四九番地一一、最後の住所千葉県我孫子市中峠一六四九番地の一一　被相続人　亡　相澤　政幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

千葉県松戸市小金原五丁目一一番地の一二

相続財産管理人　笹嶋　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市豊四季台一丁目一番、最後の住所千葉県柏市豊四季台一丁目一番二〇―四〇三号　被相続人　亡　髙木　紀男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

事務所千葉県松戸市小根本五一―九　マツドKビル二〇一見付泰範法律事務所

相続財産管理人　弁護士　見付　泰範

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県熱海市西熱海町一丁目一七八三番地二、最後の住所静岡県熱海市西熱海町一丁目二四番一号熱海ゆとりあの郷B棟五一五号　被相続人　亡　渡邉　千鶴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

事務所東京都新宿区新宿二丁目五番地一号アルテビル新宿四階

相続財産管理人　弁護士　藤本　達也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県白石市字不澄ケ池一九番地、最後の住所横浜市緑区長津田みなみ台七丁目一六番地一　被相続人　亡　亀岡　輝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十二日

横浜市中区南仲通三―二六カーニープレイス横浜関内七階

相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋平

第1期決算公告

平成22年6月25日
広島県広島市中区橋本町10番10号
株式会社バイオコール広島西部
代表取締役社長　松田　俊郎

貸借対照表の要旨
（平成22年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	24,474
	固定資産	125
	繰延資産	369
	合計	24,968
純資産の負債及び部	流動負債	24
	株主資本	24,944
	資本金	25,000
	利益剰余金	△56
	その他利益剰余金	△56
	（うち当期純損失）	(56)
	合計	24,968

第36期決算公告

平成22年9月22日
群馬県太田市植木野町300番地1
株式会社シムックス
代表取締役　深澤　賢治

貸借対照表の要旨（平成22年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,285,405
	固定資産	854,661
	合計	2,140,066
純資産の負債及び部	流動負債	489,900
	固定負債	955,530
	株主資本	694,636
	資本金	100,000
	資本剰余金	594,636
	利益準備金	16,050
	その他利益剰余金	578,586
	（うち当期純利益）	(45,764)
	合計	2,140,066

第53期決算公告

平成22年9月22日
山形県天童市清池東二丁目3番1号
日新製薬株式会社
代表取締役　大石　俊樹

貸借対照表の要旨（平成22年5月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	5,970,066
	固定資産	5,839,850
	合計	11,809,916
純資産の負債及び部	流動負債	6,004,365
	固定負債	2,794,076
	株主資本	3,008,938
	資本金	50,000
	資本剰余金	12,000
	利益剰余金	2,946,938
	（うち当期純利益）	(570,042)
	評価・換算差額等	2,537
	合計	11,809,916